

用語等解説

*1、*2は文中で説明

*3 農業集落

自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた農村における基礎的な単位であり、一般に、「むら」、「郷(ごう)」、「作(つくり)」、「地下(じげ)」、「村内(むらうち)」、「組(くみ)」などと呼ばれている。

昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）においては、「農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団」と定義し、1970年センサスにおいては、臨農の考え方を踏襲しているが、農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。以降この考え方を踏襲している。（北海道、及び沖縄県においては、行政区の範囲をもって農業集落としている。）

*4 高速インターネット：

ブロードバンド（Broadband）は、一般的には「インターネットへの高速通信」という意味で用いられており、具体的にどの通信速度からブロードバンドと呼ぶという明確な定義はなく、ここでは、①「高速インターネットアクセス網」（音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネット網）②「超高速インターネットアクセス網」（映画等の大容量映像データでもスムーズにダウンロードできるインターネット網）のことをいう。

ブロードバンドを実現する代表的な接続方式として、「ケーブルインターネット」「A DSL」があり、特に、超高速ブロードバンドを実現する接続方式として「光ファイバー（FTTH）」がある。

*5 地域資源

①産地直売所：

生産者が自ら生産した農産物（加工品を含む。）を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。

なお、市区町村、農協等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。

②市民農園：

農地を第三者を経由せず、非農家への貸付又は農園利用方式により利用させて利用料金を得ている事業をいう。

*農園利用方式

相当数の者を対象に、定期的な条件でレクリエーションなど営利以外の目的で継

続して行われている農作業の用に供するものであり、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないもので当該農作業の用に供するものに限られるものをいう。

③農業・農村研修資料館：

農業関係の研修、農業・農村に関する資料の展示、農業・農村体験等を行っている施設をいい、都市と農村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設を含む。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

④農業公園：

農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。通常「〇〇農業公園」等と称される。

⑤森林・林業研修資料館：

林業関係の研修、森林・林業に関する資料の展示、森林・林業体験等を行っている施設をいう。都市と山村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設や市街地に所在する常設の施設を含む。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

⑥体験実習林：

植林、下刈り等林業生産活動等の体験学習を行うことを目的として提供されている林業体験林、林業学習林等の森林をいい、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。なお、大学、高等学校、小中学校等の学校林は、広く一般に提供されている場合のみ含む。また、森林・林業研修資料館に併設され、一体的に利用されているものは除く。

⑦森林レクリエーション施設：

国民の保健・文化・教育に広く利用されることを目的とした施設であり、山林の地形や樹木の存在を活かし、森林と施設が一体的なものとして利用されており、森林計画の対象森林の中に存在、もしくはその森林を活用した施設をいう。森林公園、キャンプ場のほか、スキー場、野鳥観察施設、木工体験施設、炭焼き体験施設、フィールドアスレチック場、オリエンテーリングコース、ピクニック広場等を含む。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。

*6 地域資源を活用した交流事業

①農山村地域資源を活用した観光客の受入：

農山村地域にある資源がもたらす景色・景観を鑑賞することなどを目的として訪れる都市部等からの不特定の観光客を受け入れることをいう。なお、受入対象者が特定され、あらかじめ一定の準備が必要な以下の項目（交流事業）とは区別される。

②産地直送を介した交流：

農協や生産組合等が行っている農林水産物の消費者等への産地直送や直送先の住民を生産現地へ招待する等の交流をいう。なお、農山村地域の住民だけでなく、観光客

等も対象として、定期的開催されている農林産物の青空市、朝市も含む。

③児童、生徒の農林業体験学習の受入：

児童、生徒が校外学習等で農山村地域において農林業に係る作業の体験等を通じ、農林業への理解を深めるものをいう。

④農林業ボランティア活動を介した交流：

過疎化、高齢化等による農山村地域の多面的機能の低下を防止するために、都市部の住民等がボランティアで、農林業の作業を手伝うものをいう。グリーン・ツーリズムの態様の一つとして位置づけられ、具体的には、援農ボランティア、森林の下草刈り等が該当する

*7 地域活性化4本部

以下の4つの地域再生関連本部のこと

①都市再生本部 平成13年5月内閣に設置（都市再生特別措置法）

環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を目指す21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進することを目的とする。

②構造改革特別区域推進本部 平成14年12月内閣に設置（構造改革特別区域法）

各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定し、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とする。

③地域再生本部 平成15年10月内閣に設置

地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進することを目的とする。

④中心市街地活性化本部 平成18年8月内閣に設置

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

*8 地方再生モデルプロジェクト

平成19年度において、雇用情勢の厳しい8道県を対象に、政府が策定した地方再生戦略に沿って、地域の自由な取組を支援策として「地方再生モデルプロジェクト」を実施。これは民間の発意を公とのパートナーシップにより後押しするなど、地域の経済活性化に寄与するプロジェクトを発掘・構築し、関係支援施策を緊急かつ総合的に実施するもの。

なお、東北管内の支援対象プロジェクトは以下のとおり。

平成19年度地方再生モデルプロジェクト一覧(東北圏)

県名	プロジェクト名	主な実施地域
青森県	青森市中心市街地 まちづかい・まちそだてプロジェクト	青森市
	下北地域広域観光振興プロジェクト	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村
秋田県	よこて地産品発信プロジェクト	横手市
	秋田県央生活交通プロジェクト	秋田市・大仙市・五城日町

*9 地方の元気再生事業

地方再生の総合的な支援の一環として、平成20年度から、「地方の元気再生事業」を実施。この事業は、国がメニュー等を決めずに、地域の創意工夫や発想に基づく自由な取組の立ち上げを包括的に支援するもの。各地域の提案の中から支援するプロジェクトを選定し、立ち上がり段階における地域づくりの専門家の派遣や社会実験の実施などのソフト分野を中心に国が包括的かつ集中的支援を実施。

*10 団塊の世代

団塊の世代とは、第二次世界大戦直後の日本において昭和22年（1947年）から24年（28年、または30年生まれまで含める場合もある）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代の呼称。

団塊世代の人口 (単位: 万人)

年齢	生年	男女計	男	女
60	昭. 22年<1947年>	216.1	106.5	109.6
59	23年<1948年>	227.6	112.3	115.3
58	24年<1949年>	229.3	113.4	116.0
計		673.0	332.2	340.9
総人口		12 777.1	6 231.0	6 546.1

*資料: 総務省「推計人口<平成19年10月1日現在>」